

島交企乙第2101号
島交指乙第578号
島交規乙第656号
島免乙第1526号
令和3年10月22日

関係所属長 殿

保存期間	3年
------	----

島根県警察本部長

歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について(通達)

平成23年から令和2年までの県内における状態別死者数の推移をみると、歩行中が最も多くなっており、現在、歩行者に対しては、交通安全アドバイザーと連携した歩行シミュレータによる交通安全教育や街頭での道路横断指導、保護誘導活動等を実施している。

また、本年6月には千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、子供をはじめとする歩行者の安全を確保するための取組を推進しているところである。

本年4月には、第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）の策定等を踏まえ、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）が改正され、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための取組を推進しているところであり、当該告示の改正内容を踏まえ、運転者及び歩行者双方に対する交通安全教育や広報啓発のほか、横断歩行者等妨害等に対する的確な指導取締り、交通安全施設の整備等を総合的かつ継続的に推進する必要がある。

関係所属にあつては、歩行者の横断実態や交通事故発生状況等を踏まえ、下記事項等を一層推進し、交通事故死者数の更なる減少を図られたい。

記

1 推進事項

(1) 運転者に対する交通安全教育及び指導取締りの推進

ア 安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底

事業所等における交通安全教育や運転者対象の各種広報啓発においては、横断歩道での歩行者がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前）で停止することができるような速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底について再認識させること。

また、更新時講習においても、歩行者の保護に関し運転者が遵守すべき事項について説明するとともに、更新時講習等に使用する教本や配布する資料等に、

特に周知すべき事項を分かりやすく記載するよう努めること。

イ 横断歩行者等妨害等に対する指導取締りの効果的な実施

横断歩行者の事故実態に着目し、横断歩行者等妨害等の違反や歩行者による信号無視等の違反を分析の上、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進すること。

(2) 歩行者に対する交通安全教育及び指導啓発の推進

ア 歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等の推進

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、

- 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断を始めること
- 横断中も周りに気を付けること

等を促す交通安全教育等を推進すること。

イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

シミュレーター等の各種教育機器を活用するなど、関係機関・団体と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に実施し、横断歩道外における横断や車両の直前直後の横断の危険性について理解させ、歩行者が遵守すべき交通ルールの周知を図ること。

ウ 時代に即した手法による交通安全教育・広報啓発の推進

交通事故多発交差点等の街頭における歩行者に対する的確な指導や、商業施設等における広報啓発活動の推進に加え、交通安全教育や広報啓発を実施するに当たっては、学校の放送設備や事業所等の会議システムの活用、動画を活用した学習機会の提供、SNSやウェブサイト等を活用した交通安全のための積極的な情報発信等、従来の方法のみにとらわれない時代に即した効果的な手法を積極的に取り入れ、「正しい横断」の実践の促進に努めること。

(3) 交通安全施設等の整備等

ア 道路標識・道路標示の適切な維持管理

横断歩行者の優先のためには、その前提として、横断歩道の道路標識・道路標示が適正に設置されていることが極めて重要であることから、破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努めること。

特に、横断歩道の道路標示が摩耗等により消えかかったままにすることは、横断歩行者を危険にさらすものであることから、早急に更新を行うこと。

なお、更新の優先度が高い横断歩道の道路標示の効率的な選定に当たっては、横断歩道にかかる道路標示の維持管理について（令和2年6月4日島交規甲第389号本部長通達）により、各地域における交通実態、通学路等を勘案して、

特に摩耗率が高いものから順次補修を実施し、維持管理の徹底に努めること。

イ ゾーン30プラスの推進

生活道路におけるゾーン対策については、生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」の推進について（令和3年9月2日島交規甲第544号本部長通達）により、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図ることとしたところであり、道路管理者と緊密に連携し、地域住民、道路利用者等との合意形成を図りながら、実効性のある交通安全対策に取り組むこと。

2 推進上の留意事項

(1) 広報啓発と指導取締りを組み合わせた活動の展開

本取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、広報啓発と指導取締りを組み合わせた諸活動を推進すること。

また、歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を踏まえ、効果的な施策の選定や組合せを検討するとともに、各種施策の実施状況や効果の検証を見据えて計画を立案すること。

(2) 関係機関・団体と連携した取組の推進

ア 対象に応じて関係機関・団体と適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などにより、連携を強化すること。

イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、ポスター・リーフレット等各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、本取組を効果的に推進するための情報提供を積極的に行うこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた活動の実施

本取組の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、各地域の実情に応じた活動を展開すること。